

毎週火、金曜日発行(但休日に当る場合は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 クリーニング業法施行細則
鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部
を改正する規則
鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部
を改正する規則

規則

クリーニング業法施行細則をここに公布する。
昭和三十九年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十号

クリーニング業法施行細則

クリーニング業法施行細則(昭和二十五年十月鳥取県規則第七十五号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)、クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号。以下「令」という。)、及びクリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(クリーニング所開設届)

第二条 省令第一条の二第一項の規定による届書は、様式第一号による。

(クリーニング所開設届出事項変更届等)

第三条 法第五条第二項の規定による変更の届出又は廃止の届出は、それぞれ様式第二号による届書又は様式第三号による届書を提出して行なわなければならない。

(クリーニング所検査確認証)

第四条 知事は、法第五条の二の規定による確認をしたときは、様式第四号による確認証を営業者に交付する。

ものとする。

2 営業者は、前項の確認証の交付を受けたときは、当該確認証を、客の見やすい場所に掲げておかなければならない。

3 営業者は、クリーニング所を廃止したときは、当該クリーニング所に係る確認証をクリーニング所廃止届に添えて返還しなければならない。

(クリーニング師免許申請書)
第五条 省令第四条の規定による申請書は、様式第五号による。

(クリーニング師免許証再交付申請)
第六条 省令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、様式第六号による申請書を提出してしなければならない。

(クリーニング師免許証訂正申請等)
第七条 省令第八条第一項の規定による免許証の訂正の申請は、様式第七号による申請書を提出してしなければならない。

2 省令第八条第二項の規定によるクリーニング師の住所の変更の届出は、様式第八号による変更届を提出してしなければならない。

(クリーニング師試験受験願書)
第八条 省令第三条の規定による受験願書は、様式第九号による。

2 クリーニング師の試験を受けようとする者は、前項の受験願書に、省令第三条に定めるもののほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であることを証する書面を添えなければならない。

(合格証書等)
第九条 省令第二条第一項の規定による合格証書は、様式第十号による。

2 省令第二条第二項の規定による合格証明書の交付の申請は、様式第十一号による申請書を提出してしなければならない。

(登録のまつ消)

第十条 省令第十一条第一項の規定による登録のまつ消の申請は、様式第十二号による申請書を提出してしなければならない。

(クリーニング師原簿)
第十一条 法第八条第一項の規定による原簿は、様式第十三号による。

(健康診断)
第十二条 法第九条第一項の規定による健康診断は、毎年五月及び十一月にクリーニング所の所在地を管轄する保健所で行なう。

(書類の経由)
第十三条 この規則に規定する書類を知事に提出しようとするときは、正副二通を作成し、クリーニング所の所在地を管轄する保健所を経由しなければならない。

附則

(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則第一条第二項の規定により交付したクリーニング業法による営業届出済証は、この規則による改正後のクリーニング業法施行細則第四条第二項の規定によるクリーニング所検査確認証とみなす。

様式第2号

クリーニング所開設届出事項変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

氏 名 ㊟

下記のとおり、クリーニング所の開設の届出事項を変更しましたので、クリーニング業法第5条第2項の規定によりお届けします。

記

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地
- 3 変更事項

備考

- 1 クリーニング所の構造及び設備を変更したときは、その概要を「変更事項」欄に記載し、当該変更に係るクリーニング所の図面、明細書等を添えること。
- 2 従業員（管理人を置く場合には、管理人も含む。）を変更したときは、その者の本籍、住所、氏名又は名称、生年月日、登録番号及び登録年月日を「変更事項」欄に記載すること。

様式第1号

クリーニング所開設届

年 月 日

鳥取県知事 殿

氏 名 ㊟

下記のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定によりお届けします。

クリーニング所の名称	開設予定年月日	
クリーニング所の所在地		
営業者	本籍	
	住所	
	氏名又は名称	登録番号 県第 号
管理人	生年月日	登録年月日
	本籍	
	住所	
人	氏名	登録番号 県第 号
	生年月日	登録年月日
クリーニング所の従事者数 名		
ク リ ー ニ ン グ 所 の 従 業 者 の 数	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	登録番号	県第 号
	登録年月日	県第 号
クリーニング所の構造及び設備の概要		
洗たく物の受取り及び引渡しのみを営業とする者か否かの別		
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱うか否かの別		

備考

クリーニング所の構造及び設備の図面、明細書を添えること。

様式第4号

クリーニング所検査確認証

所在地

営業者氏名

クリーニング業法第3条第2項及び第3項の規定に適合していることを確認します。

営業種別

確認番号 第 号

検査確認年月日 年 月 日

交付年月日 年 月 日

鳥取県知事 印

様式第3号

クリーニング所廃止届

年 月 日

鳥取県知事 殿

氏 名 印

下記のとおり、クリーニング所を廃止しましたので、クリーニング業法第5条第2項の規定によりお届けします。

記

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日

備考

クリーニング所検査確認証を添えること。

様式第6号

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

本 籍

住 所

氏 名 ㊦

年 月 日生

下記のとおり免許証を亡失(き損)しましたので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により再交付を申請します。

記

- 1 免許証番号
- 2 免許証を亡失(き損)した理由及び亡失(き損)年月日

備考

免許証をき損したときは、その免許証を添えること。

様式第5号

クリーニング師免許申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

氏 名 ㊦

下記のとおりクリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 本 籍
- 2 住 所
- 3 氏 名
- 4 生年月日
- 5 業務を行なおうとする場所

備考

次に掲げる書類を添えること。

- 1 クリーニング師試験合格証書の写し又は合格証明書
- 2 戸籍の謄本又は抄本

00113

11 昭和39年12月16日 水曜日 鳥取県公報(号外)第80号 (第3種郵便物認可)

様式第8号

クリーニング師住所変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

氏 名 ㊤

下記のとおり住所を変更しましたので、クリーニング業法施行規則第8条第2項の規定によりお届けします。

記

新住所

旧住所

00112

昭和39年12月16日 水曜日 鳥取県公報(号外)第80号 (第3種郵便物認可) 10

様式第7号

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

氏 名 ㊤

下記のとおり変更しましたので、クリーニング業法施行規則第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免許証番号
- 2 変更事項
 - (1) 旧本籍
新本籍
 - (2) 旧氏名
新氏名
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

備考

次に掲げる書類を添えること。

- 1 免許証
- 2 戸籍の謄本又は抄本

00110

00115

13 昭和39年12月16日 水曜日 鳥取県公報(号外)第80号 (第3種郵便物認可)

様式第10号

第 号

合 格 証 書

本 籍 県

氏 名

年 月 日生

年 月 日施行のクリーニング師試験に合格したことを証
する。

年 月 日

鳥取県知事 印

00114

昭和39年12月16日 水曜日 鳥取県公報(号外)第80号 (第3種郵便物認可) 12

様式第9号

ク リ ー ニ シ グ 師 試 験 受 験 願 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

本 籍

住 所

氏 名 印

年 月 日生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したい
ので、関係書類を添えてお願いします。

備考

履歴書及び写真(手札型とし、出願前6月以内に正面で撮影したもの)
を添えること。

81100

00117

15 昭和39年12月16日 水曜日 鳥取県公報(号外)第80号 (第3種郵便物認可)

様式第12号

クリーニング師登録まつ消申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

本籍

住所

氏 名 ㊦

年 月 日生

下記のとおりクリーニング師の登録をまつ消していただきたいので、クリーニング業法施行規則第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録まつ消の理由

81100

00116

昭和39年12月16日 水曜日 鳥取県公報(号外)第80号 (第3種郵便物認可) 14

様式第11号

クリーニング師試験合格証明書交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

本籍

住所

氏 名 ㊦

年 月 日生

下記のとおり合格証書を亡失(き損)しましたので、クリーニング業法施行令第2条第2項の規定により合格証明書の交付を申請します。

記

- 1 合格証書番号
- 2 合格証書を亡失(き損)した理由及び亡失(き損)年月日

クリーニング師原簿

様式第13号

写真ち	登録年月日	年	月	日	氏	
より付	登録番号	第	号	名		年 月 日生
本	籍					
住	所					
クリーニング師試験を施行した都道府県名及び試験合格の年月日						
登録まつ消の年月日及びその事由						
免許証再交付の年月日及びその理由						
備	考					

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十一号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「失業対策事業紹介適格者」を「失業対策事業紹介対象者」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 常用労働者 雇用期間の定めがなく雇用される者
- 又は雇用期間の定めがあつても雇用された日から一

年以上の期間引き続いて雇用されることが予定されている者をいう。

二 失業対策事業紹介対象者 鳥取県の区域内にある公共職業安定所の長から失業者就労事業紹介対象者手帳(以下「対象者手帳」という。)の交付を受けている者をいう。

第三条第一号を次のように改める。

一 当該紹介の日まで失業対策事業紹介対象者であつた者

第七条から第十条までを次のように改める。

(交付対象事業主の認定等)

第七条 雇用奨励金の交付を受けようとする対象事業主は、対象労働者を雇用した日から一箇月以内に、様式

第一号による雇用奨励金交付対象事業主認定申請書(以下「認定申請書」という。)を二通作成し、当該労働者が対象者手帳の交付を受けていた公共職業安定

所長を経由して知事に提出しなければならない。

第八条 知事は、前条の認定申請書の提出を受けたとき

(様式第1号)

日雇労働者雇用奨励金交付対象事業主認定申請書

受付番号

事業所の概要	名称					紹介公共職業安定所関係	
	所在地						
雇用関係	業種	従業員	業数			日雇労働者に関する証明欄	
	社会保険加入状況	失保	厚生保				
雇用条件	雇用者	氏名 ふりがな	住所	生年月日	性別 男・女	公共職業安定所長 印 失業対策事業紹介対象者手帳 交付公共職業安定所関係 対象者手帳 交付年月日 対象者手帳 整理番号 対象者期間 公共職業安定所長 印	
	雇用条件	雇用年月日					
		雇用形態					
		雇用期間					
		賃金					
		住宅提供の有無					
		備欄考					

上記のとおり雇用奨励金の交付対象事業主として認定されたく申請します。

年 月 日

申請人 所在地
名称
代表者
氏名

鳥取県知事

殿



は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、様式第二号による雇用奨励金交付対象事業主認定通知書(以下「認定通知書」という。)により、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の審査をした場合において、不適当と認めるときは、申請者に対し、様式第三号による雇用奨励金交付不承認決定通知書により、その旨を通知するものとする。

(交付の申請)

第九条 前条第一項の通知を受けた事業主は、認定通知書に記載された支給起算日後三箇月ごとに、当該期間の最終月の翌月の十五日までに、様式第四号による雇用奨励金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を二通作成し、当該労働者が対象者手帳の交付を受けていた公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第十条 知事は、前条の交付申請書の提出を受けたとき

は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、様式第五号による雇用奨励金交付決定通知書により、その旨を通知するものとする。

第十二条第二項中「適格者手帳」を「対象者手帳」に改める。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

(様式第3号)

日雇労働者雇用奨励金交付不承認決定通知書

番 号
年 月 日

殿

鳥取県知事 印

年 月 日申請のあつた日雇労働者雇用奨励金の交付対象
事業主として、下記の理由で承認することができないことと決定いたしま
したので通知します。

記

(不承認の理由)

(様式第2号)

日雇労働者雇用奨励金交付対象事業主認定通知書

番 号
年 月 日

殿

鳥取県知事 印

年 月 日申請のあつた日雇労働者雇用奨励金の交付につ
いては、下記のとおり、その交付の対象とすることにいたしましたので通
知します。

記

交付対象事業主名

雇用労働者氏名

支給起算日

(様式第4号)

雇用奨励金交付申請書

第 期分

雇用労働者の氏名	交付申請額			金	円
就労状況	対象月		支払状況	対象月	
	出日・勤数		賃金支払額		
失業保険	被保険者資格の取得年月日		健康保険	被保険者資格の取得年月日	
	公共職業安定所長の証明	公共職業安定所長 印	健康保険の健康保険番号		
雇用形態		雇用期間			
雇用労働者の確認			氏名	印	

上記のとおり雇用奨励金の交付を申請します。

年 月 日

申請人 所在地
名称
代表者
氏名 印

鳥取県知事 殿

様式第五号中

「日雇労働者雇用奨励金支給決定通知書」を「日雇労働者雇用奨励金交付決定通知書」と、「下記のとおり支給」を「下記のとおり交付」と、「3. 支給金額」を「3. 交付金額」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一号の改正により新たに対象事業主となつた者については、昭和三十九年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 適用日からこの規則施行の日の前日までの間に、第三条第一号の改正により新たに対象事業主となつた者のこの規則による改正後の日雇労働者雇用奨励金交付規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の規定による雇用奨励金交付対象事業主認定の申請は、同条の規定にかかわらず、この規則施行の日から一箇月以内とする。

3 改正後の規則第九条に規定する支給起算日が適用日

からこの規則施行の日の前日までの間と決定された前項の対象事業主の同条の規定による雇用奨励金交付申請書の提出は、同条の規定にかかわらず、認定通知書を受け取つた日から一箇月以内とする。

4 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の日雇労働者雇用奨励金交付規則の規定により雇用奨励金の交付を受けている対象事業主についての雇用奨励金の交付の手續きについては、なお従前の例による。

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号）の一部を次のように改正

する。

第一条中「失業対策事業紹介適格者」を「失業対策事業紹介対象者」に改め、「常用労働者としての就職」の下に「又は自営業の開業」を加える。

第二条を次のように改める。

(貸付けの対象)

第二条 この規則の定めるところにより日雇労働者就職支度金(以下「就職支度金」という。)の貸付けを受けることができる者は、公共職業安定所の紹介により常用労働者(雇用期間の定めがなく雇用される者又は雇用期間の定めがあつても雇用された日から一年以上の期間引き続いて雇用されることが予定されている者をいう。以下同じ。)として就職した者又は自営業開業者(生業を営む者で、その開業の日から一年以上の期間引き続き独立して自活できる見込みのある者を含む。以下同じ。)で当該紹介の日又は当該自営業開業の日まで、失業対策事業紹介対象者(鳥取県の区域内にある公共職業安定所の長から失業者就労事業紹介対

象者手帳(以下「対象者手帳」という。)の交付を受けている者をいう。)であつたものとする。

第三条中「二万円」を「三万円」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

就職支度金の貸付けを受けた者は、就職した日又は自営業を開業した日から一年未満の期間内に離職し、又は廃業したときは離職し、又は廃業した日から、その他のときは就職した日又は自営業を開業した日後一年を経過した日からそれぞれ六十日以内に就職支度金として貸付けを受けた金額を償還しなければならない。第六条中「就職した日」の下に「又は自営業を開業した日」を加え、「適格者手帳を交付した」を「対象者手帳の交付を受けていた」に改める。

第八条第一項に次の一号を加える。

三 第二条の規定による就職支度金の貸付けを受ける資格を欠くと認められるとき。

第八条第二項中「前項第二号」を「前項第二号又は第三号」に改める。

第九条を次のように改める。

(貸付け)

第九条 第七条第一項の規定により貸付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から十五日以内に、公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職した者にあつては様式第五号による就職支度金借付証書を、自営業開業者にあつては就職支度金借付証書及び様式第五号の二による自営業開業届を対象者手帳の交付を受けていた公共職業安定所長を経由して知事に提出し、就職支度金の貸付けを請求しなければならない。

第十条第一号から第三号までを次のように改める。

一 一年以上同一事業所に引き続いて雇用されたとき、又は一年以上自営業を営んだとき。

二 就職した日若しくは自営業を開業した日から一年未満の期間内に離職し、若しくは廃業した場合で、次に掲げる状況の一に該当し、その状況が貸付けに係る就職をした日又は自営業を開業した日から一年を経過するまで引き続いたとき。

イ 離職し、若しくは廃業した後直ちに他の事業所に常用労働者として雇用され、又は自営業を開業したとき。

ロ その者の責に帰することができない理由により離職し、若しくは廃業した後直ちに公共職業安定所に常用労働者として就職するための求職申込みを行なつており、若しくはその求職活動の後公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職し、その事業所に引き続いて雇用され、若しくは自営業を開業しているとき。

三 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、償還が不可能となつた場合であつて、保証人に償還を求めることが困難なとき。

第十一条を次のように改める。

(償還の猶予)

第十一条 知事は、就職支度金の貸付けを受けた者が償還期限到来の際に、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、償還期日までに償還すること

(様式第1号)

日雇労働者就職支度金貸付申請書

整理番号

貸付希望金額		円	就職先の条件	事業所の名称		
申請者	(ふりがな) 氏名	性別 男女		所在地		
	生年月日			代表者氏名		証明印
	現住所			雇用条件	就職年月日	
家族の状況	本籍地		職種			
	氏名	続柄	雇用形態			
	氏名	続柄	雇用期間			
保証人	氏名	年月日生	勤務先			
	現住所		月収			
	本籍地		申請人との関係			
公共職業安定所長証明欄	取扱公共職業安定所関係		自営業開業者の状況	営業場所(所在地)		
	紹介年月日			貸付希望年月日		
	就職又は自営業開業年月日			営業の種類		
	※雇用形態			営業許可(又は予定)年月日(法令の規定により許可を要する業種のみ)		
	※雇用期間			開業(予定)年月日		
公共職業安定所長 印			公共職業安定所長 印			
失業対策事業紹介対象者手帳交付公共職業安定所関係			参考事項			
対象者手帳交付年月日			世帯更生資金借受必要の有無	有	無	
対象者手帳整理番号			世帯更生資金貸付申請(予定)年月日			
対象者期間						
公共職業安定所 印			予備欄			

上記のとおり就職支度金の貸付けを受けたく申請いたします。

年 月 日

申請人氏名 連帯保証人氏名

鳥取県知事 殿

(公共職業安定所長証明欄の※印欄については、自営業開業者の場合には記入の必要がない。)

が著しく困難となったときは、第四条の規定にかかわらず、その償還を猶予することができる。

第十三条中「就職の日」を「就職した日又は自営業を開業した日」に、「適格者手帳を交付した」を「対象者手帳の交付を受けていた」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第七号中

申請理由	1年以上雇用された場合	年月日就職し、1年以上継続して雇用された。以上を証明します。 年月日 事業主 氏・名 ㊟
	その他の場合	※理由 公共職業安定所 証明欄 公共職業安定所長 ㊟

を

申請理由	1年以上雇用され、又は自営業を営んだ場合	年月日就職(自営業を開業)し、1年以上継続した。以上を証明します。 年月日 (就職者の場合)事業主 氏 名 ㊟ (自営業開業の場合)公共職業安定所長 ㊟
	その他の場合	※理由 公共職業安定所 証明欄 公共職業安定所長 ㊟

に改める。

(様式第5号の2)

自営業開業届

営業場所(所在地)

営業の種類

営業許可年月日(法令の規定により許可を要する場合のみ)

開業年月日

(屋号又は商号)

上記のとおり自営業につきましたので届け出ます。

年 月 日

届出人(就職支度金申請者)

住所

氏名 ㊟

鳥取県知事

殿

様式第二号中「償還」当該事業所を継続したときは、貸付けを受けた額を償還のこと。」を削る。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの規則施行の日の前日までの間に、就職支度金の貸付けの対象となつた者の第六条の規定による就職支度金の貸付けの申請は、同条の規定にかかわらず、この規則施行の日から一箇月以内とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物製 発行日 火 金

発 行 者 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目
 所 鳥 取 県 鳥 取 市 栗 谷 町
 一 部 月 額 二 五 〇 円 (送 配 料 共)
 所 鳥 取 県 鳥 取 市 栗 谷 町